

岸和田市教育委員会の通知に基づき、非常変災時（気象警報発令、地震・津波、Jアラート）におけるお子さまの安全確保のため、下記のように対応いたしますので、ご理解とご協力の程よろしく願いいたします。

① 【気象警報発令時の学校園対応】 (R6. 4. 1 改訂)

気象警報	対象区域	時間	学校園の対応
特別警報 暴風(雪)警報 大雨警報	岸和田市	①午前7時現在 ②午前7時～始業時間 ③始業時間以降	①②：臨時休業 ③：授業中止
洪水警報 波浪警報 高潮警報			①②③：(原則) 平常通り授業を行う ※園児・児童・生徒の安全上、問題が生じるおそれ等があると判断した場合は臨時休業、授業(保育)時間の繰り上げ・繰り下げ等の措置を講じる 地域に避難情報（高齢者等避難・避難指示）が出ている又は出された場合 *上記避難情報は R3.5.20 から適用 ①②：臨時休業 ③：授業中止 ※避難情報が出された地域を通学区に含む中学校も同様の対応とする。

② 【地震・津波に対する学校園対応（改訂版）】 (H30. 4. 1 から適用)

震度5弱以上	<p>①登校前（午前7時まで）⇒臨時休業 ※午前7時～始業時間までの間に発生した場合 学校園対応は②に準じる</p> <p>②始業時間後⇒授業中止 学校園のマニュアルに基づき対応する。 ※学校園が安全に学習できる環境に復旧すれば、保護者へ連絡する</p> <p>③休日に発災した翌日⇒原則、臨時休業 授業を行う場合は、保護者へ連絡する</p>	津波警報（大津波警報）	<p>◆南海本線以西に位置する学校園 (中央小、岸城幼、浜幼小、朝陽幼小、春木幼小、大芝幼小、野村中、春木中)</p> <p>①登校前（午前7時まで）⇒授業中止 ※午前7時～始業時間までの間に発生した場合、学校園対応は②に準じる。</p> <p>②始業時間後⇒授業中止 学校園のマニュアルに基づき対応する。</p> <p>◆南海本線以东に位置し、避難所に位置付けられた学校園 (城内小、東光小、大宮幼小、城北幼小、新条幼小、岸城中、光陽中、北中)</p> <p>①登校前（午前7時まで）⇒授業中止 ※午前7時～始業時間までの間に発生した場合、学校園対応は②に準じる。</p> <p>②始業時間後⇒授業中止 学校園のマニュアルに基づき対応する</p> <p>◆上記学校園以外 ⇒ 原則、平常時対応 避難者の状況等により、臨時休業、授業の中止、授業の繰上げ・繰下げ等の措置を行う ※臨時休業の際は、校園長が状況を判断し、教育委員会へ報告した上で対応する</p>
震度4以下	<p>④⇒原則、平常時対応 余震の状況、学校園施設や通学路の状況等、安全確保上問題が生じる恐れがある場合は、校園長の判断で臨時休業、授業の繰り下げ等の措置を行う ※臨時休業の際は、校園長が状況を判断し、教育委員会へ報告した上で対応する</p>		

③ 【大阪府にJアラート（全国瞬時警報システム）によるミサイル発射情報が発信された場合の対応】

Jアラートの内容	取るべき行動	学校園の対応
<p>【ミサイル発射情報と避難の呼びかけ】 「ミサイル発射。避難して下さい」*1</p> <p>【直ちに避難することの呼びかけ】 「直ちに避難。ミサイルが落下する可能性があります」*2</p>	<p>屋内 ◇できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する</p> <p>屋外 ◇近くの建物や地下に避難する ◇適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る</p>	<p>【登校前】 *1～*3の情報が発信された場合 ⇒自宅待機 *3の情報が発信され、大阪府域に落下した場合 ⇒臨時休業</p>
<p>【落下場所等についての情報】 「ミサイルが〇〇地方に落下した可能性があります」*3</p> <p>「ミサイルは〇〇海に落下した模様」*4</p>	<p>◇引き続き屋内に避難</p> <p>◇テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報収集に努める 確認する</p> <p>◇行政からの指示に従う</p> <p>◇引き続き避難する必要なし</p>	<p>*1に引き続き*4の情報が発信され安全が確認できた場合 ⇒自宅待機解除 授業の繰り下げ等</p>
<p>【ミサイル通過情報】 「ミサイル通過。〇〇から〇〇へ通過した模様」*4</p>	<p>◇テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報を確認 ◇引き続き避難する必要なし</p>	<p>【在校時】 学校園のマニュアルに従って行動する 安全が確認できるまで授業中止</p>